

平成 2 1 年 9 月 定 例 会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平 成 2 1 年 9 月 1 5 日)

生 活 環 境 部

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
21年-15 (21.5.22)	生活環境部	気候保護法の制定を求める意見書の提出について 日本科学者会議鳥取支部 外 3名	陳情事項 地球温暖化対策において日本がふさわしい貢献をするために、温室効果ガスを減らす新しいルール・仕組みを盛り込んだ「気候保護法」の制定を求める意見書を政府と国会に提出すること。 ○1997年12月に採択された京都議定書において、我が国は、第1約束期間（2008年～2012年）の温室効果ガスの排出量を1990年比6%削減の目標を課せられた。 ○2007年度（平成19年度）の我が国の温室効果ガス総排出量は、13億7,400万t-CO₂、基準年度比9.0%の増 ○平成20年7月には、2050年までの長期目標として、温室効果ガスを現状から60～80%削減する目標を掲げた「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定された。 ○京都議定書以降の国際的枠組み（ポスト京都議定書）に影響を与える我が国の2020年までの温室効果ガス削減目標（中期目標）について、政府は本年6月10日、2005年比15%削減と決定した。 ○7月に開催されたラクイラ・サミットで主要国（G8）は、2050年までに先進国全体で温室効果ガスを80%以上削減する目標を打ち出した。 ○次の対策をマニフェストに掲げた民主党が衆議院第一党となった。 ・2020年までに温室効果ガスを25%減（1990年比）、2050年までに60%超減（同前）を目標 ・キャップ&トレード方式による実効ある国内排出量取引市場を創設 ・地球温暖化対策税の導入を検討 ○温暖化対策に関連する法律で主要なものは、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）とエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）である。 ○省エネ法では、一定規模以上の工場や業務施設に対して企業単位・事業所単位で省エネの実施やエネルギー使用量等の報告を求めている。 ○温対法では、京都議定書目標達成計画の策定や大規模排出事業者に対する温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を定めるほか、国・地方自治体の事務・事業についての実行計画策定義務づけなどを定めている。 ○本県では温対法の趣旨を踏まえ、本年3月「鳥取県地球温暖化対策条例」が制定された。